

江府町一般廃棄物処理基本計画

令和6年8月

江府町

目次

第1章 計画策定の主旨	- 1 -
第1節 計画策定の目的.....	- 1 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 2 -
第3節 計画の期間.....	- 3 -
第2章 江府町の概況	- 4 -
第1節 自然概況.....	- 4 -
第2節 社会概況.....	- 6 -
第3章 ごみ処理の現状と課題	- 7 -
第1節 ごみ処理の現状.....	- 7 -
第2節 ごみ処理の課題.....	- 11 -
第4章 ごみ処理基本計画	- 12 -
第1節 ごみ処理基本方針.....	- 12 -
第2節 廃棄物の処理区分及び種類別の処理主体.....	- 13 -
第3節 ごみ排出量の推計.....	- 14 -
第4節 ごみの排出抑制に向けた取り組みについて.....	- 15 -
第5節 ごみ収集運搬計画.....	- 16 -
第6節 中間処理計画.....	- 17 -
第7節 最終処分計画.....	- 18 -
第8節 災害時における廃棄物処理について.....	- 18 -
第5章 生活排水処理基本計画	- 19 -
第1節 基本方針.....	- 19 -
第2節 排出量の推計.....	- 20 -
第3節 処理主体.....	- 21 -

第1章 計画策定の主旨

第1節 計画策定の目的

江府町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、江府町（以下、「本町」という。）の一般廃棄物を適正で安全に処理するための指針として策定し、長期的な視点に立った方針を定めるものとする。また、ごみの適正処理の基本的事項を定め、将来に向けたごみの排出抑制の向上や資源化の推進を図る将来目標を設定することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本町区域内の一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理に関する計画を定める。

本計画の策定及び改訂は、本町における廃棄物処理の現状を把握・整理し、現在の社会情勢、経済情勢、地域特性、町民の要望等を踏まえて行う。

廃棄物処理法

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有するほかの市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、長期的・総合的視点に立って、一般廃棄物を適正に処理するため、「廃棄物処理法」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）（以下、「容器包装リサイクル法」という。）」等の関係法令や国及び鳥取県の各計画に基づき策定する（図1）。今後は本計画の目標に向け、町民・事業者・行政が一体となり、ごみ減量施策を実行するとともに循環型社会形成の推進を行う。

また、本計画に基づき毎年江府町一般廃棄物処理実行計画を策定する。

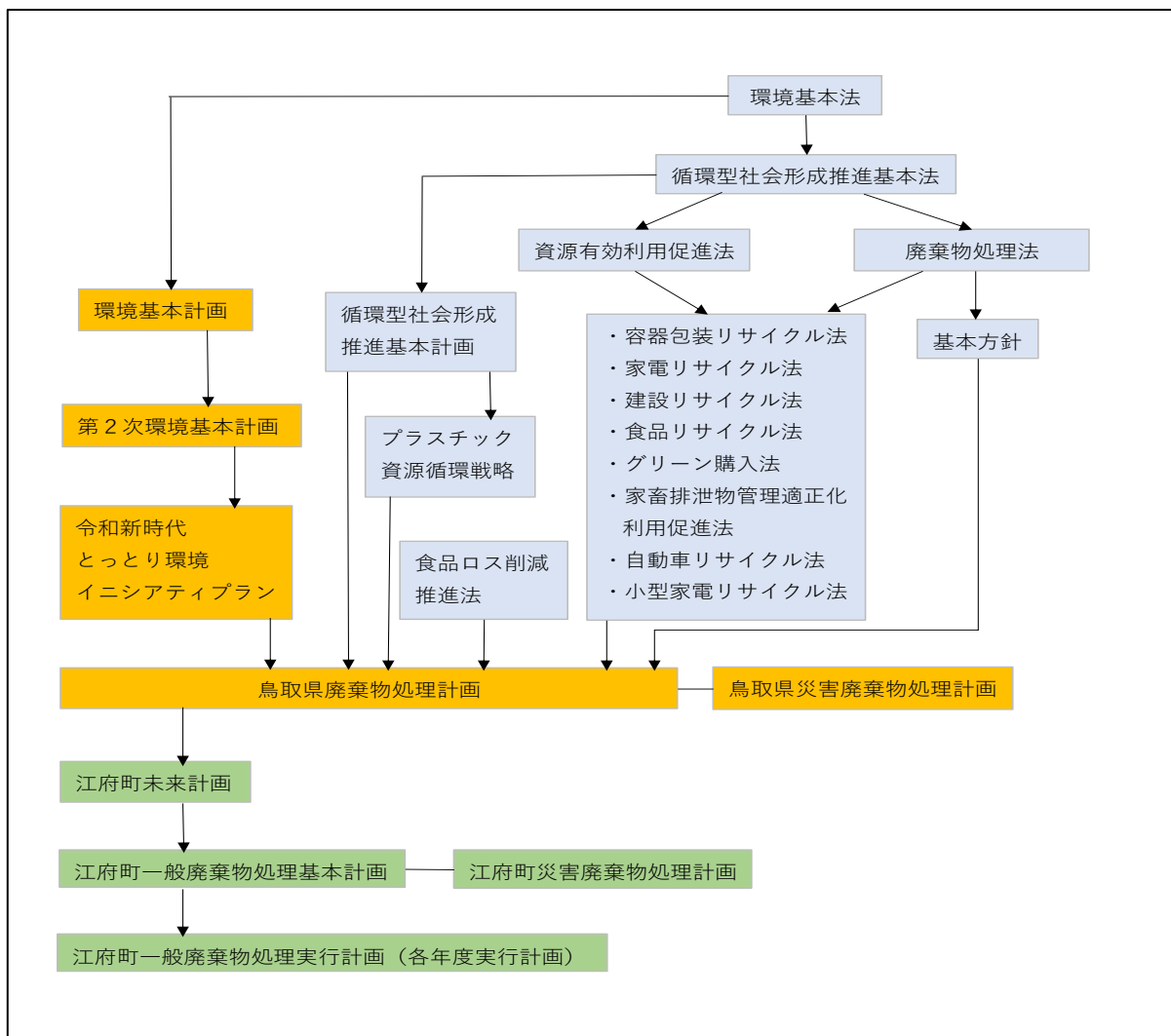


図1：各計画の位置づけ

第3節 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月 環境省）」において、計画の目標年次はおおむね 10～15 年とされている。よって、本計画では令和 6 年度を初年度とし、令和 15 年度を目標年度とする 10 ヶ年計画とし、中間目標年次は 5 年後の令和 10 年度とする。

なお、本計画はおおむね 5 年ごとに見直すことを基本として、社会情勢や法体制などの計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。また、鳥取県西部広域行政管理組合（2 市 6 町 1 村）において、令和 14 年度の稼働を目標とした新たな一般廃棄物処理施設の位置やごみの分別区分などの決定に伴い、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2章 江府町の概況

第1節 自然概況

1. 位置

本町は鳥取県の西部に位置し、東一体は中国山脈によって岡山県真庭市と接し、南は日野町、西は伯耆町、北は大山町と接した東西 11.8 km、南北 13.5 km、面積は 124.52 km²の中山間地域で、県西部の中心地である米子市に 24 km、県庁所在地の鳥取市へ 125 kmの位置にある。

2. 地勢

地勢は、おおむね急峻で、総面積の 83.2%が山林、原野で占められ、耕地は町の西側を南北に貫流する日野川及び支流沿いにひらけ、耕地面積は全体の 6.8%にすぎない。標高 500m以上の土地が総面積の 52%を占め、集落は日野川流域と、日野川に向かって横 T 字形に注ぐ三本の支流に沿って、台地、谷間などに散在して開け、その数も大小 40 に及んでいる。主な河川の概要は次のとおりである。

表 2-1：主な河川の概要

種別	河川名	区間		延長
		上流端	下流端	
1 級	日野川	江府町大字下安井字 796 番地先	江府町字佐川字下池田 983 番地先	9,100m
〃	小江尾川	江府町大字大河原字荒神谷 1500 の 6 番地	日野川への合流点	5,000m
〃	船谷川	江府町大字御机字上大石 854 の 1 番地先	〃	9,400m
〃	俣野川	江府町大字御机字本谷 706 の 2 番地先	〃	15,400m
〃	荒田川	江府町大字武庫字上ミ向平ラ 1816 番地先	〃	900m

3. 気象

気象は、裏日本型の特に中国山地型と言われる気象区に属する。年間平均気温は15°Cで一般的に夏季冷涼であり、冬季には零下5~6°Cまで下降し、山間部での積雪は数メートルに達する。平年における降水量は、1,800mm~3,000mmにわたる地域を包含しているが、これは日野川本流域の寡雨地と大山・烏ヶ山の多雨地にまたがっているためである。

第2節 社会概況

1. 人口・世帯数

人口は、図 2-2 に示すとおり令和 6 年 1 月 1 日現在（住民基本台帳）2,520 人となっており、令和 5 年 1 月 1 日から 97 人減少、10 年間の人口増減率は-21%となっている。

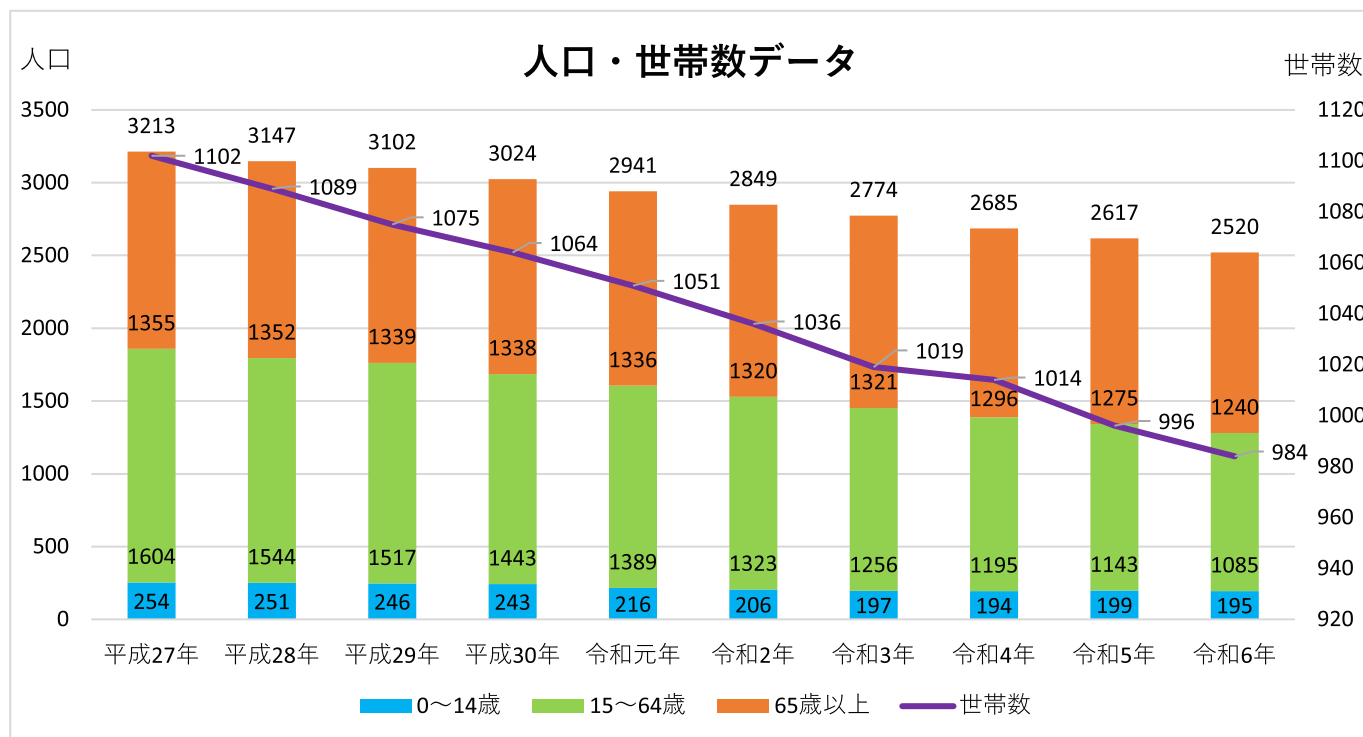


図 2-2：人口・世帯数データ

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. 一般廃棄物（ごみ）の種類

本町が分別して収集しているごみの種類を表 3-1 に表す。

7 区分 18 種類に分けている。

表 3-1：一般廃棄物（ごみ）の種類と具体例

一般廃棄物の種類		種類	廃棄物の具体例
		可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、革製品、ゴム類等
		可燃粗大ごみ	町指定ごみ袋に入らない可燃ごみ
		不燃ごみ	金属類、陶磁器類、ガラス類、硬質プラスチック類、スプレー缶等
		不燃粗大ごみ	町指定ごみ袋に入らない不燃ごみ
資源ごみ	古紙類	新聞・チラシ	新聞、折込広告のみ
		本・雑誌	本、雑誌、コピー用紙、カタログ、封筒
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	紙パック（450ml 以上）
	紙製容器包装紙		食品の空き箱、包装紙
	布類		衣類、タオル、布団、マットレス、じゅうたん、電気毛布、ホットカーペット（コード類は不燃）
	ビン・缶		飲料・食品のビン、缶類
	発泡・軟質プラスチック類		食品トレイ、発泡スチロールの容器、買い物袋、ペットボトルのキャップ、プラ製の各種ラベル
	ペットボトル		飲料用、酒類、しょうゆ、みりん、めんつゆのペットボトル
	ビデオ・カセット類		ビデオテープ、カセットテープ、8mmテープ
有害ごみ	電池		乾電池（ボタン電池含む）
	小型充電電池		小型充電電池
	蛍光管・水銀体温計		蛍光管（ガラス製）、水銀体温計
家電リサイクル品 （買換えでない等店舗引き取り不能のもの）		エアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機（衣類乾燥機）	

2. 一般廃棄物（ごみ）の収集体制

一般廃棄物の収集体制と処理手数料を表 3-2 に示す。

処理手数料については、物価の動向を考慮し必要に応じて変更を検討する。

表 3-2：一般廃棄物（ごみ）の収集体制と処理手数料

種 類		出 し 方	処 理 手 数 料	
可燃ごみ		指定ごみ袋に入れ指定場所に出す。	可燃ごみ袋（大） 30 円/枚 可燃ごみ袋（小） 18 円/枚	
可燃粗大ごみ		指定ごみ処理シールを貼り指定場所に出す。	粗大ごみシール 100 円/枚	
不燃ごみ		指定ごみ袋に入れ指定場所に出す。	不燃ごみ袋 30 円/枚	
不燃粗大ごみ		指定ごみ処理シールを貼り指定場所に出す。	粗大ごみシール 100 円/枚	
資源ごみ	古紙類	新聞・チラシ	ひもでからんで指定場所に出す。	無し
		本・雑誌	ひもでからんで指定場所に出す。	無し
		ダンボール	ひもでからんで指定場所に出す。	無し
		紙パック	ひもでからんで指定場所に出す。	無し
	紙製容器包装紙		透明な袋に入れ指定場所に出す。	無し
	布類		透明な袋に入れるかひもでからんで指定場所に出す。	無し
	ビン・缶		透明な袋に入れ指定場所に出す。	無し
	発泡・軟質プラスチック類		透明な袋に入れ指定場所に出す。	無し
	ペットボトル		透明な袋に入れ指定場所に出す。	無し
	ビデオ・カセット類		透明な袋に入れ指定場所に出す。	無し
有害ごみ	電池		絶縁し指定場所に出す。	無し
	小型充電電池		絶縁し指定場所に出す。	無し
	蛍光管・水銀体温計		透明な袋に入れるかひもでからんで指定場所に出す。	無し
家電リサイクル品 (買換でない等店舗引き取り不能のもの)		郵便局で購入した家電リサイクル券及び指定ごみ処理シールを貼り指定場所に出す。	家電リサイクル券、 粗大ごみシール 100 円/枚	

3. ごみの年間の排出量

本町で排出された過去10年間のごみの量を表3-3、表3-4に示し、図3-5に推移

図として示す。

表3-3：過去10年間のごみ排出量

(単位：t)

種別\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
可燃ごみ											
可燃粗大ごみ	571.1	592.7	597.7	583.3	577.5	579.9	543.9	545.2	529.9	516.1	
不燃ごみ	37.2	40.2	35.6	36.7	40.0	41.3	45.2	42.5	39.5	38.9	
不燃粗大ごみ	5.7	5.9	6.3	7.2	8.0	8.0	7.5	6.9	5.5	6.0	
資源 ごみ	ビン、缶等	24.5	23.2	22.8	21.7	23.6	21.1	20.5	19.0	19.8	18.5
	古新聞	52.6	46.7	44.6	41.1	36.5	31.0	27.1	27.7	27.3	22.3
	古雑誌	42.9	43.0	39.5	36.0	34.1	31.1	32.2	22.9	21.3	19.1
	ダンボール	19.7	20.8	19.1	19.1	19.8	17.2	17.1	18.6	20.2	17.7
	牛乳パック	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6
	ペットボトル	6.6	6.3	7.5	6.9	7.3	7.1	6.5	6.5	7.0	6.9
	発泡スチロール										
	軟質プラスチック	17.9	17.8	16.5	16.3	15.7	16.2	17.2	14.3	16.7	15.5
	布類	25.9	25.4	24.7	26.3	27.0	28.1	29.5	33.1	20.3	28.7
	紙製容器包装紙	7.8	7.0	7.1	6.9	6.7	6.9	6.1	6.2	6.0	6.1
	ビデオ、カセットテープ類	1.1		0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4
計	200.0	191.1	183.2	175.8	172.2	160.1	157.6	149.4	139.6	135.8	
有 害 ご み	乾電池	0.9	1.5	1.0	1.3	0.4	1.4	2.4	0	2.1	1.1
	蛍光灯・水銀体温計	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.7	0	0.5	0.2
	計	1.5	2.0	1.5	1.7	0.9	1.7	3.1	0	2.6	1.3
合計	815.5	831.9	824.2	804.6	798.6	791.0	757.4	743.9	717.1	698.1	
人口	3,177人	3,120人	3,074人	2,973人	2,903人	2,801人	2,737人	2,648人	2,595人	2,501人	

(令和6年3月31日現在)

表 3-4：一人当たりの年間のごみ排出量

(単位：kg)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
排出量	256.7	266.6	268.1	270.6	275.1	282.4	276.7	280.9	276.3	279.1
人口	3,177人	3,120人	3,074人	2,973人	2,903人	2,801人	2,737人	2,648人	2,595人	2,501人

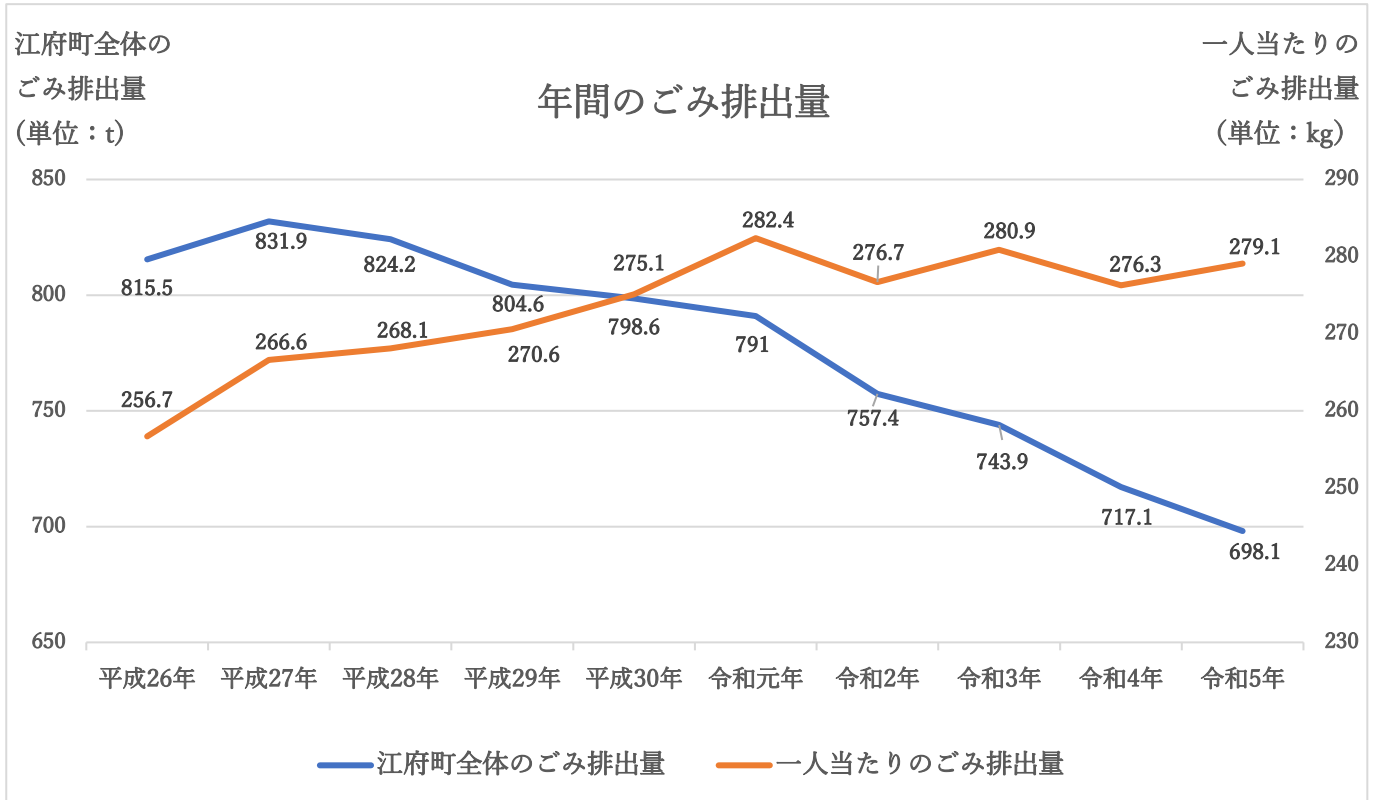


図 3-5：江府町全体と一人当たりの年間ごみ排出量

第2節 ごみ処理の課題

図 2-2 に示すとおり江府町の人口・世帯数は毎年減少しており、図 3-5 に示すとおり江府町全体のごみ排出量も減少しているが、一人当たりの年間ごみ排出量は増加している。令和元年からのコロナ禍による家庭ごみの一斉片付けなど様々な要因があるが、今後リサイクル推進やごみ分別の適正化を一層深め、町全体のごみ排出量とともに、一人当たりのごみ排出量をどのように減量していくかが課題となる。

また、鳥取県西部広域行政管理組合の「一般廃棄物処理施設整備基本構想」が令和3年8月に策定された。

令和14年度を目標として、ごみの広域化処理に向けて新たな処理施設が稼働する構想となっており、ごみの分別区分などの統一について検討をしていく必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本方針

ごみ処理の基本的な方針は、町民・事業所・行政と共同して、ごみの排出量の削減を図るとともに、資源ごみ分別の徹底を図り、循環型社会の形成を推進するよう努めるものとする。

排出されたごみについては、処理施設において経済的、技術的に可能な限り再資源化するよう努め、処分できなかったものについてのみ埋立による最終処分を行う。また、脱炭素社会実現のために、排出抑制・再資源化の推進に向けて、町民や事業者への普及啓発の強化を図る。

第2節 廃棄物の処理区分及び種類別の処理主体

廃棄物の処理主体を表 4-1 に示す。

1. 施設の運転管理計画

○可燃性廃棄物

日野町江府町日南町衛生施設組合において計画し、実施する。

○不燃性廃棄物および資源性廃棄物

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザにおいて計画し、実施する。

○し尿・浄化槽汚泥

日野町江府町日南町衛生施設組合において計画し、実施する。

2. 最終処分計画

各事務委任（許可・委託）先において、適切な最終処分計画を立案し、実施する。

表 4-1：廃棄物の処理区分及び種類別の処理主体

区分	廃棄物の種類	収集運搬	中間処理	最終処理
家庭系の一般廃棄物	可燃性廃棄物	委任	事務委任	委託
	不燃・資源性廃棄物	許可業者	事務委任	委託
	(粗大廃棄物を含む)			
事務所系の一般廃棄物	可燃性廃棄物	委任	事務委任	委託
	不燃・資源性廃棄物		事務委任	委託
	(粗大廃棄物を含む)			
し尿系廃棄物 (汚泥含む)	し尿	許可業者	事務委任	委託
	浄化槽 汚泥	許可業者	事務委任	委託
	(下水道を含む)			

第3節 ごみ排出量の推計

令和 10 年及び令和 15 年の推計値を表 4-2 に示す。目標値は、鳥取県西部広域行政管理組合の「一般廃棄物処理施設整備基本構想」で設定されている令和 14（2032）年度における目標値である「家庭系収集ごみ排出量（資源ごみ量除く）440 g/人・日」以下とする。

表 4 -2：ごみ排出量の実績と推計

（単位：t）

種別\年度	実績									推計	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R10	R15
可燃ごみ (可燃粗大ごみを含む)	593	598	583	578	580	544	545	530	516	478	434
不燃ごみ	40	36	37	40	41	45	43	40	39	39	39
不燃粗大ごみ	6	6	7	8	8	8	7	6	6	5	5
資源ごみ (ビン、缶、紙類、布類、発泡、軟プラなど)	191	183	176	172	160	158	149	140	136	95	58
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	2	2	2	1	2	3	0	3	1	1	1
合計	832	824	805	799	791	757	744	717	698	618	537
人口(人)	3,177	3,074	2,973	2,903	2,801	2,737	2,648	2,595	2,501	2,367	2,146
一人当たりの排出量(kg/年)	267	268	271	275	282	277	281	276	279	261	250

第4節 ごみの排出抑制に向けた取り組みについて

1. 廃棄物の減量化推進

本町では、平成9年以降、廃棄物の分別収集を推進・実施しており、不燃性廃棄物および資源性廃棄物を「鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ」に、可燃性の廃棄物は「日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設」に事務委任し、搬入して処分している。

表3-3に示すとおり年々減少している傾向にあり、引き続き減量に向けて推進をする。

2. リサイクル運動支援奨励金制度

本町では、平成8年から一般廃棄物の減量化及びリサイクル化推進のため、資源性廃棄物の回収運動を実施した団体に対し、その回収量に応じて「江府町リサイクル運動支援奨励金」を交付しており、引き続き支援を実施する。

3. ごみの排出抑制に向けた啓発活動等

一般廃棄物の減量化及び適正化を推進するため、町民、町民団体、ボランティア及び事業者等により行われている清掃活動やリサイクル活動等に対して積極的に支援をする。また、本町内のごみの減量化に向けて町報やホームページ等を利用し、継続的な広報活動を行う。

第5節 ごみ収集運搬計画

本町における一般廃棄物の収集計画を表 4-3 に、収集指定日を表 4-4 に示すとおりとする。

表 4-3 : 収集計画

収集区分	収集地区名
A 地区	本一、本二、本三、本四、新一、新二、久連、美女石、白住、下安井、洲河崎、荒田、半の上、高谷、宮の前、武庫、武庫第 2、新道、一旦、池の内、尾之上原、日の詰、深山口
B 地区	本五、江尾団地、小江尾、大満、佐川、柿原、吉原、西成、袋原、大河原、貝田、宮市、宮市原、助沢、下蚊屋、笠良原、御机、栗尾、美用、小原、杉谷

表 4-4 : 収集指定日

可燃廃棄物	収集指定日	A 地区 毎週 月 木 曜日 B 地区 毎週 火 金 曜日 ※ただし、別に記載の「収集しない日」を除く。 ※祝祭日等の影響により日にちを変更することがある。
	収集方法	各集落・地域に定められたステーションに、定められた方法により排出された廃棄物を、委託業者が巡回・収集し中間処理場に運搬する。
不燃性廃棄物 (資源ごみ・不燃粗大ごみを含む)	収集指定日	A 地区 B 地区 あらかじめ示した収集予定表により収集する。
	収集方法	各集落・地域に定められたステーションに、定められた方法により排出された廃棄物を、委託業者が巡回・収集し中間処理場に運搬する

※し尿・浄化槽汚泥及び有害ごみ(乾電池)を除く

一般廃棄物を収集しない日

- 毎週 土曜日、日曜日
- 盆(8月13日～14日)
- 年末・年始(12月29日～1月3日)
- 国民の祝日、祭日

第6節 中間処理計画

本町が排出したごみの処理施設の概要を表 4-5 に示す。

表 4-5: 中間処理施設の概要

可燃性廃棄物	施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合 クリーンセンターくぬぎの森	
	所在地	日野町黒坂183番地1	
	型式	機械化バッチ燃焼式	
	公称能力	10 t / 8時間 × 1 炉	
不燃性、 資源性廃 棄物	不燃性廃 棄物処理 施設	施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
		所在地	伯耆町口別所 630 番地
		型式	ピット&クレーン方式 縦型回転式粉砕機
		公称能力	25 t / 5時間
	資源ごみ 処分施設	施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
		所在地	伯耆町口別所 630 番地
		型式	手選別 及び 機械選別
		公称能力	10 t / 5時間
し尿、浄化槽汚泥廃物	施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合 清化園	
	所在地	江府町大字佐川2番地	
	型式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理	
	公称能力	15 kL / 日 (うち浄化槽汚泥 12 kL / 日)	

第7節 最終処分計画

廃棄物の最終処分は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザを通して民間事業者へ委託する。

なお、令和14年度稼働予定の新たなごみ処理施設整備と併せて、最終処分場も整備予定である。

第8節 災害時における廃棄物処理について

災害発生時においては、「江府町地域防災計画」（令和4年1月）及び「江府町災害廃棄物処理計画」（令和6年1月）に基づいて、災害時に発生するごみ（災害ごみ、生活ごみ（避難所等））の適切な処理を行う。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

近年、物流社会の結果として生まれた「大量生産」→「大量消費」→「大量廃棄」の社会構造を見直し、限りある資源をリサイクルする「循環型社会」を目指した施策展開や確立が、全国的に求められている。

生活排水処理の基本的な方針は、本町内の「循環型社会」確立を目指し、廃棄物中の有効資源をリサイクル化することにより、廃棄物の総排出量を抑制するとともに、廃棄物の適正な収集、運搬、処分を図ることに努めるものとする。

第2節 排出量の推計

本町では、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業及び合併浄化槽事業の排水処理事業がそれぞれ計画実施されており、令和5年度末の接続（使用開始）率・水洗化率及び人口は、表5-1に示すとおりとなっている。

表5-1：接続（使用開始）率・水洗化率及び人口

事業別の区分	処理区域内 人口（人）					接続（使用開始）率（％）					水洗化率（％）				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
農業集落排水事業	1,455	898	863	839	819	49.2	30.4	30.5	30.3	29.9	48.5	30.4	30.5	30.2	29.8
特定環境保全公共下水道事業	1,080	1,579	1,534	1,519	1,483	35.1	54.5	54.2	55.2	55.9	35.0	53.7	53.4	54.6	55.3
林業集落排水事業	63	61	58	56	50	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8
合併浄化槽事業	203	199	193	182	149	4.6	4.8	4.9	4.9	4.9	4.6	4.8	4.9	4.8	4.8
計	2,801	2,737	2,648	2,596	2,501	91.0	91.6	91.6	92.3	92.5	90.1	90.9	90.8	91.6	91.7

表5-2：し尿・し尿浄化槽汚泥排出量の実績と推計

（単位：kL）

廃棄物の種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和10年 （推計）	令和15年 （推計）
し尿性廃棄物 （農業、下水、浄化槽 汚泥を含む）	1,323.5	1,446.3	1,327.4	1,308.9	1,237.9	1,401.4	1,108.5	1,056.0
内訳	し尿	172.2	181.1	179.9	164.4	126.2	58.0	56.0
	汚泥 （下水道を含む）	1,151.3	1,265.2	1,147.5	1,144.5	1,111.7	1,050.5	1,000.0

第3節 処理主体

表 5-3、5-4 に示すとおり、し尿・し尿浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者に委託し、処理については日野町江府町日南町衛生施設組合に事務委任し、これを行う。

表 5-3：し尿系廃棄物の処理主体

	廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処理
し尿系廃棄物 (汚泥を含む)	し尿	許可業者	事務委託	委託
	浄化槽汚泥	許可業者	事務委任	委託
	(下水道を含む)			

表 5-4：中間処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥廃棄物	施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合 清化園
	所在地	江府町大字佐川 2 番地
	型式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理
	公称能力	1 5 kL/日 (うち 浄化槽汚泥 1 2 kL/日)